

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成27年11月25日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成27年11月25日(水) 午前10時00分～午前11時38分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員 部会長 服部孝規
副部会長 森美和子
部会員 高島真 豊田恵理 中崎孝彦
副会長 岡本公秀
- 4 欠席会員 西川憲行
- 5 事務局 議会事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
高野利人 新山さおり
- 6 案件
 1. 第34回検討部会の確認事項について
 2. 議会改革白書2015への掲載内容の確認について
 3. 議題
 - (1) 検討課題スケジュールについて
 - (2) 議会の情報化について
 - (3) 長期欠席者への対応について
 4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（服部孝規君） おはようございます。

改選後、最初の検討部会で、任期2年の残り1年の検討部会ということでやらせていただきます。今回から中崎議員が新たに委員に入られましたので、ご紹介しておきたいと思います。

それと、今回はこの1年間、優先的にどの課題に取り組んでいくかということを中心に議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事項書に従って進めていきます。

まず34回検討部会の確認事項について、事務局のほうでお願いいたします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） おはようございます。

34回検討部会の確認事項は、委員会の運営方法から議会改革白書2015まで全部で10項目ございましたが、これにつきましては34回の検討部会で確認いただいた後、全体の推進会議でご報告をさせていただいておりますので、もう説明のほうはこれにて省略をさせていただきますので、また検討課題のそれぞれのカルテをご確認いただきたいと思います。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ次に行きまして、2番目、議会改革白書2015への掲載内容の確認について。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。

前回以降の会議等の決定事項でございますが、まず1つ目、代表者会議におきまして議会の正・副議長選挙、監査委員及び各委員会委員等の選出に関する申し合わせにつきまして、会派に属さない者を候補者として推薦する場合のことを規定するために、この申し合わせの一部改正を行うことを決定いたしました。

具体的には、会派に属さない者を候補者として推薦する場合には、あらかじめその者の同意を得て推薦書を提出すると。それから、その場合には、所信表明のときに推薦した推薦理由について5分以内で述べるということを追記した改正を行ってございます。

それからもう1つは、各種審議会等への議員の派遣の関係でございますが、現在、亀山市議会では法令に基づく関係の都市計画審議会のみ派遣をしております。そして、これまでは議会から4名を選出していただいております。それで建設部のほうから、議員定数が22から18に4名、2割削減になったということで、この4名のままでいいのかどうかということで確認がございましたので、代表者会議でご議論をいただきまして、1名減の3人に変更することといたしまして、今回、委員の選出を各会派でしていただきました。

それから、議会運営委員会の関係でございますが、100万円以上の寄附受納の関係でございます。

これは、これまで慣例によりまして、100万円以上の寄附があった場合には定例会のときに報告議案として提出されておりました。報告第何号というふうな形で提出されておりました。これは現金もしくはそういった物品等も含めて100万円以上についてはそういった形で慣例で行っておりました。したがって、報告議案ですので議案質疑の対象ともしておりました。

これにつきまして、執行部のほうから、報告議案につきましてはこの寄附受納以外は全て法令に基づくものばかりでございます、現在。例えばそれは180条に基づく専決処分の報告であったり、あと決算関係の繰り越しの報告であったりとかいろいろあるわけでございますが、全て法令に基づくものでございます。ですので、報告議案は法令に係るものにしたと。この慣例によるものは、現況報告の最後に別紙として記載をしたいという依頼がございました。

具体的には、現況報告の最後には3,000万円以上1億5,000万円未満のその期間に工事がありましたら一覧表がついてございます。それと同じように、その次に、今回も12月定例会の議案の現況報告の最後に寄附受納概要一覧表というのが1件出ておりました。ライオンズクラブさんからの寄附でございます。その現況報告の一覧には、寄附者と寄附内容、寄附目的、それからその活用方針、この項目を入れていただいて、現況報告の後ろに載せてもらうということを議会運営委員会で確認いただきまして、執行部のほうにその旨回答しました。

その結果が、今回のライオンズクラブさんの亀山公園みちくさのいろいろ備品等の寄附、これが現況報告の最後に一覧で上がっておったかと思えます。

ここで議会運営委員会からの要望としては、特に寄附をしていただいたものの活用方針を必ず入れてほしいというのを要望したところでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 今、室長から報告をいただいた内容について、何かご意見がありましたら、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） もう決定した事項の確認なんで、これでいきたいと思えます。

3番目の、いよいよ本日の議題に入るわけですが、まず1つは、先ほども言いましたように1年の最初の会議ということもありますので、この1年間の検討課題を、どう優先順位をつけて進めていくかということについて皆さん方のご意見をいただきたいと思えます。

まず事務局のほうから、検討スケジュールについての説明をしてもらおうと思えます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは資料の2のスケジュール一覧表をごらんいただきたいと思えます。

一応わかりやすいように、このスケジュールについてはお手元にペーパーでもご用意させていただいております。タブレットでもごらんいただけます。オレンジの部分が着手中ということで、これまでこの部会で議論をしていただいております。

では、一番上からスケジュールを説明させていただきます。

まず議会報告会の開催についてでございますが、これは先般の検討部会、推進会議におきまして、一応この1年間については議会報告会は開催はしないという決定がされました。ただし、議論は続けていくというふうなことだったと思えます。

これは、やはりこの議会報告会をやっていく上では全会一致で臨まないとなかなかこれはできないというところで、まだまだ各会派の意見が最終合意に達していないというふうなことで、この1年はやらないということで、ただし検討はやっていくということでございますので、一応スケジュールではずっと検討ということで矢印が入っております。ただ、1年間はやらないということですので、当面、前半のほうはこれ以外の部分を重点的にやって、また来年の10月あたりで、今後、翌年どう

していくんかという議論がまた発生してくるのではないかというふうに思っております。

続きまして、派遣廃止後の関連団体との議論の場の設置というふうなことでございます。

これはこれまで各種審議会等へ議会が議員を派遣しておったのを、議会改革の中で、もう今は都市計画審議会以外は派遣をしてございません。その関係で、これまで派遣していた団体との関係ということでございますけれども、各委員会のほうで意見交換会というふうな形で実施をさせていただいております。

その中で、国保運営協議会と行革推進委員会、これだけが最終保留となっておりますけれども、国保運営協議会につきましては教育民生委員会のほうで、運営委員会との意見交換会ではなく、事務局、つまり市民文化部の保険年金室、ここの意見交換を年1回やっていくということを決めていただきました。

それから、行政改革推進委員会の関係でございますけれども、これにつきましては大分前になるんですが、この派遣しないことを決定したときに正副委員長会議を開催いたしまして、そのときに行革だから総務ということで、この行政改革推進委員会とのかかわりは一旦総務委員会という形で決定をされたところでございますが、これが保留になった理由といいますのは、やはり行革に関しては全庁的にかかわってくる内容でございますので、部会としては予算決算委員会で全議員でかかわっていくべきではないかというふうなこととなりました。特に、決算なんかでも非常に行革なんかは関連が深い部分ですので、予算決算委員会がいいんじゃないかというふうなことで、これは推進会議でも確認をいただきました。

ただし、これは一旦正副委員長会議で総務と決まった経緯もございますので、今週末に本会議、開会日が終わりましたから正副委員長会議を予定しています。そこで、もう一度、最終こういう形で推進会議でも予算決算委員会と確認いただきましたので、そこを正副委員長会議で一度ご了解いただいて、これについては一旦課題は終了というふうにしたいと思っております。

続きまして、議決を要しない計画等への議会の意見反映というふうなことで上がってございます。

これは議決を要しない各種分野別計画というのが、執行部いろんな部署でたくさんの計画が出てきておりますが、総合計画なんかは最終議案として上がってきますので議会が意見を言える場があるわけですが、それ以外はどのように意見を反映していくかというふうなところで、これまでですと執行部は計画の素案ができ上がりましてパブリックコメントを1カ月間かけるというときに、庁議が終わってパブコメをかけるまでの約1週間ほど間がございますので、そのときに各委員会の委員長さんに協議会を開いていただいて、説明をさせてほしいという申し出があると、そういうパターンがずうっときておりましたが、一応この部会では中間、骨子の段階で1回と最終素案で1回、2回かかわっていくというふうなことを決定いただきました。これについては、議長から市長にもその旨を申し入れていただいたところでございます。

ただ検討部会のほうでは、パブリックコメントを実施するものについてというふうなことで確認をいただいていたわけなんですけど、執行部のほうと話をしておりますと、執行部はパブリックコメントをかけない内部計画であっても議会に説明したいものもあるでしょうと。また逆に、私も議会のほうが中間で報告をせよと言われても、短期間で一気に作り上げてしまう計画もあって、その中間地点がないというふうな計画もあるでしょうということで、それはちょっとケース・バイ・ケースの部分もあるというふうな意見もいただきました。

ですので、最近では5月の所管事務概要説明のときに、年間で策定もしくは改訂する計画一覧を出していただいております。それが出た時点で、うちは、パブコメのものは印をつけてくれと言いますけれども、執行部は執行部として説明したいものは丸をつけるというふうなことで、その中でどれをやっていくかというのを議会と執行部で一度調整した上でやりたいというふうな意見をいただいております。

といいますのは、特に28年度は総合計画が期間満了する年度でございますので、それに付随してたくさん計画が一気に恐らく改定がされると思います。そうすると、それについて全ての計画を各委員会が全部2回かかわっていきけるかという、なかなか時間的な面も難しいと思いますので、その調整の中で各委員会のほうで優先順位をつけていただいて、ことしはこれとこれとこれがかかわってくださったというふうなところを決めていただいてやっていただきたいなど。

そのあたりをこれは次回、今週末の正副委員長会議でも説明をさせていただきたいなど。これではもう委員会のほうが年間スケジュールを立てていただくということで、この方法が固まりましたら、これも一旦これで完了かなというふうに思っております。

そして、きのう正・副部会長と打ち合わせをさせていただいて、5月にその一覧をもらっておったんではそれからの期間が短いということで、もうちょっと早くもらえないのかというふうな話がございまして、私、きのう総務法制室のほうと協議をさせていただきましたが、早くてもやはり予算の関係もありますので、改定は問題ないと思うんですけど、新規でつくる計画も場合によってはあるかわからんということで、2月の予算説明会がございましてね。このタイミングぐらいで出させてもらうのでどうでしょうかというふうな意見をいただきました。

ですので、5月が、2月になればそれだけでもゆとりがございまして、うちもそれぐらいならいいのかなというふうな形で、これからちょっと調整をしていきたいというふうに思っております。

それから次が、反問権の関係でございまして、反問権のできる者の範囲、内容、回数の明確化ということでございます。

現在、反問権については、反問権が行使されたのは市長と副市長と教育長がこれまで本会議と委員会で行われております。ただ反問のできる者の範囲というのは、一応部長級もできるわけでございましてけれども、ただその回数等は特に明確化しておりません。そして、例えば今現在、反問権につきましては執行部側が反問しておる間は時計はとめてございまして、それに対する答弁につきましては時計は動かしております。そういうやり方で今進めております。

そうすると、回数は何回でもいいということになってきますと、だんだん議員の質問時間が短くなっていくというふうなことにも影響してきますので、この辺は取扱要領を今年度末までに一度事務局のほうで作成したいなというふうに思っております。とりあえず今はその要領がなくても反問権は実際に行使はされておりますので、年度末までに一度案を出していただきたいなというふうに思っております。

続きまして、議会の情報化のタブレットの関係でございまして、前回の会議から内部会議ということで、この検討部会で初めてタブレットを実際に使っていただいております。

そして、残り10台を来年度購入予定でございましたが、サーフェスプロ3から新たにプロ4が今発売をされまして、プロ3はもう在庫処分というような形になってきていまして、年末ぐらいで在庫もなくなってしまいうというふうな状況になってまいりました。プロ3とプロ4ではやはり性能も違い

ますし、値段もプロ4のほうが高くなるということで、財政のほうが、どうせ買う予定であるので、年内で流用して買いなさいよということをお願いいたしましたので、今もう指名審査会の準備に入りまして、物としては来月12月に納品をしていただく予定を今考えております。

ただ、1人1台持っていただくときには、通信機能も持たせた形での貸与になりますので、それは新年度からと思っておりますので、来年3月まではあくまで内部会議で共用で使っていただくというふうな形で考えております。

そして、年度が変わりまして通信機能のポケットWi-Fiの購入もして、それと同時にファクスは撤去になりますけれども、その辺、5月ぐらいをめどに一度議員の皆さんに研修会の場も持たせていただいて、6月の定例会ぐらいから実際に執行部の資料の閲覧等はタブレットとペーパーと併用でやっていきたいなというふうなスケジュールを今考えてございます。

その運用開始までに、一応このタブレットの運用の申し合わせの素案を一度事務局のほうで作成させていただいて、検討部会でもんでいただきたいなと思っております。ですので、来年の2月ごろまでに一度事務局のほうでタブレットの運用の申し合わせの案をつくらせていただいて、それ以後、6月から実際に運用するまでの間でこの部会でその案を検討していただきたいなというふうに思っております。

続きまして、公聴会、参考人制度、それから請願者の説明機会についてでございますけれども、これにつきましては株式会社ぎょうせいのほうからも、この検討部会で1回、それから推進会議でも業者のほうから考え方等について説明をいただきましたので、一度事務局のほうで今年度末、来年3月をめどに取り扱いの要領の素案を、たたき台を一度つくっていききたいと思っております。それ以降、部会のほうでその内容について議論をいただきたいというふうに思っております。

それから、その次の議会の提出議案に対する市長の意見表明というふうなことでございますが、これにつきましても業者からの説明を部会と推進会議でしていただきました。

その中で、議員提出もしくは委員会提出議案で政策的な条例を提案するときについては、当然執行部と提案までにいろいろ打ち合わせ、協議、そういったことは当然やった上での提案になるということで、これが差し当たってきょう急にこの意見表明の場が要するというものでもないのかなということ、これについてはまだそういった取扱要領の作成までは考えてございません。もう少しこの部会で議論をしてはどうかというふうに思っております。

それから、長期欠席者への対応についてでございますけれども、これにつきましては、条例改正等々もいろいろ必要になってまいります。

例えば、報酬の関係が一番メインになってこようかと思っておりますけれども、これはまずは報酬の考え方から考えていかなあきませんもんで、短期間でなかなか結論が出るものでもございません。そして一方で、これは全国議長会から会議規則の標準の改正が来ておりますけれども、女性議員の会議等の欠席、これは出産に係る欠席、この辺の規定が今会議規則にはございませんので、その辺を改正してほしいというふうなことが全国議長会から各市議会に来ております。それぞれ市議会でも改正をされたところもございます。

当初は、この検討部会で長期欠席者とあわせてやっていこうというふうな形で思っておりましたけれども、やはりこの長期欠席者の対応はかなり時間を要するというので、まずは全国議長会から来ておる女性議員の出産に対する欠席、この規定の文言を入れる改正を早速この12月議会の閉会日に

提案できればなということ、今考えてございます。それ以外の部分は、この部会で十分議論していただいて、案がまとまりましたら、これについては報酬の条例の改正とか、そういったものになってくるんじゃないかというふうに思っております。

ですので、一旦今回の改正はあくまで出産に係る場合の議員さん本人の欠席というふうなことで、一応文面的にはあらかじめその期間を何日から何日ということで議長に申請するという形で欠席届を出してもらうという形になろうかと思えます。

それから、その次は議会事務局の機能強化につきましては、これはもう永久の課題ですので、ずっと検討していくということでございます。

それから最後が、通年議会の調査でございますが、これについては現在、株式会社ぎょうせいに資料収集と調査委託をしております、来月、年末には調査結果の納品が出てまいりますので、それを一度部会もしくは推進会議でその考え方の説明を受けて、それ以後、この部会で検討に入りたいというふうな形のスケジュールを今考えてございます。

それから、この白色の部分はまだ未着手でございます、この中で特にすぐやっていかならんというのは、その白の3番目、政治倫理の部分でございますが、今現在、政治倫理条例もありますし、政治倫理指針もございます。

例えば、政治倫理指針では、本会議とかの、どういう場合に欠席ができるかというふうなことも指針の中に入れてございます。そうなりますと、先ほど女性議員の出産に関する欠席の関係を会議規則で改正するのであれば、こういったところの政治倫理指針の改正も必要になってきますので、この辺は直ちに着手していくところかなということで、11月から検討開始と上げてございます。

それ以外の白の部分については、まだこれ以前に、先にまだオレンジ部分をやっていかならんということで、今回特にスケジュール等の矢印は入れてございません。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 説明は以上です。

まず事務局の今の説明で、わかりづらかった点等、質疑がありましたらいただきたいと思えます。ありませんか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） タブレットの件でお伺いしたいのですが、これを全議員に配付して、ファクスのほうはやめるということなんですけれども、こっちのほうにメールで送るという算段になるわけなんですかね。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 方法として、当然通信機能を持たせますので、メールで送る方法もありますし、今度今使っておるクラウドの中に上げるという方法もあろうかと思えます。

ただ、いずれにしても、このタブレットをあげないとそれはわからない情報ですので、今考えておりますのは、議員さんの携帯メールのほうにも何月何日何時から、何とか委員会開催と、本当に簡単な文言ですけれども、それはまず送らせていただかないと、なかなか毎日これを見るという習慣がない方もまだお見えになると思えますので、二重で一応やっていきたいなと思っております。

ただ、このタブレット自体を、メールで送るのかクラウドを使うのかというのは、その運用までに、うちもどちらがいいのかは検討したいと思えますが。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 僕もさほどクラウドというのはわかってないんですけども、クラウドというたら大きいところにあって、新着がありますよと出ませんよね。メールやったら、何かここにびろんと入って、1と入るのかなあと自分の認識はそれぐらいなんですけれども、やった方がいいが、最初のうちはこんなごたつくと思うんですけども、アドレスは1個1個各議員に対して割り振るということですよ。

わかりました。

○部会長（服部孝規君） ほかどうですか。大体内容はわかっていただけでしたか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 次の問題として、この未着手という部分のどれを優先的というのか、この1年間の重要な検討課題としていくのかということについての皆さん方の意見をお聞かせいただきたいと思います。

ただタブレットについては、もうこれ18台入るし、運用の申し合わせなんかもつくっていくということで、これはこの1年でかなり動く部分やというふうには思うんで、これはどうしてもやっていかざるを得ない、先送りできない課題だとは思いますが。

副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 今、部会長がおっしゃったのは、未着手の部分についてとおっしゃったんですけど、着手中ですか。

○部会長（服部孝規君） 着手中、間違えた。

○副部会長（森 美和子君） オレンジのほう。未着手の部分は、基本的には41をやらなあかんのかなあという事務局の、今さっきは言っていたので、それがこの上に入ってくるかと思うんですけど、その中で、このオレンジのやつで何を重点的にやるかということですね。

○部会長（服部孝規君） もちろん、私が言い間違えたのは、このオレンジの部分の着手中というところを一つは優先順位をつけなきゃならんのと、それからこれだけではなくして未着手になっておる部分についても、今の状況の中で必要性のあるものは未着手から着手中というものに格上げしていくということも含めて考えていく必要があるということで、そんな中で判断していただきたいなと思いますけど。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） 余りないようなんで、例えば先ほどの説明からいくと、1月段階ですぐに議論ができそうなものというのが、例えば議会の情報化についても運用の申し合わせが2月ごろになるし、それから反問権の問題についても3月、年度内ということ、取扱要領がね。それから、公聴会、請願者についても年度内ということで、大体案が出てくるのはこれぐらいの時期になる。

そうなってくると、1月段階で例えば次回の会議の中で議論できるのは、当面、この長期欠席者から手をつけるということにならざるを得ないのではないかなと私はこれを見ておって思うんですけども、もちろんタブレットの問題もありますけれども、その点のところ、皆さんどういうふう考えてみえるのか。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 私も、このスケジュールからいくと、長期欠席の部分をやっていくのと並行して通年議会のやつも出てくるんですよ、これは2月。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 年末に一応調査結果の納品がございますので、年明けに一度業者から皆さんに説明の場を設けたいなど、前みたいにとっています。

○副部会長（森 美和子君） それは今度できるね。

それとあと1つは、やっぱりちょっと気になっていたのが議会事務局の機能強化ですけど、事務局が機能強化するだけじゃなくて、何か議員が事務局に負担をかけている部分も精査していく必要はあるのかなと。

事務局をふやしていただければありがたいことなんですけど、なかなか人員をふやすということも厳しいのであれば、議員としても事務局をどこまで、自分でできることと事務局を活用していかなきゃいけないところはきちっと区別していく必要は、負担がかなり今かかっているような気がしますので、そこもちょっと議論は必要なのかなと思います。

○部会長（服部孝規君） その点については、今いろんな方が言われているのは、議会の一番の仕事は政策立案、いわゆる条例をつくったりとかいうようなところが本来議会がやるべき仕事だということを随分今強調されているわけです。

そういうことを本当にやっというすれば、事務局の力をかりなきゃできないし、その分をまた事務局がある程度担っていくとなると、そうすると今持っている分だけでもいっぱいいっぱいの状態でやってもらっている中に、新たに本来議会がやるべきやと言われておるその政策立案の部分も事務局でということになっていくんで、そうなってきたときに本当に大変な量になってくる。

そうなってくると、1つは人をふやすか、もしくは今副部会長が言われたような、現在事務局が持っている中で、これは事務局ではなしに議員がみずからやるべきではないかというところの整理をしていくとかいうことを考えていかないと、実際問題そういうことを掲げてもできないんじゃないかなとね。

だから、そういうことも含めて、事務局のあり方というのはやっぱりそれは我々も議論していく必要があるんやろうなというふうに思うんですけどね。その点、どうですかね。いろんなところへ研修会へ行ったりすると言われませんか、そういうことは、何か、きょうはえらい口が重いね。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 確かに事務局にあっては、いろんな市町を僕も聞いてきたんですけど、条例とかそういうのをつくっていくのは議会があるべき姿と。

事務局にあっては、会派1名につき処理担当者をつけておるところもあるし、人数というのはこれは議長が言えば、ふえるんだぞと言われたことがあるんです。その辺を、僕の全然知らない世界でしたので、そういうやり方をしていけないと追いつけるわけがないと。特に、四日市で聞いてきたんですけど、四日市は議員というのは確かにそうあるべきやと。皆さんのところにばんばん報告しに行かなあかんし、それも会派で動くんやったら会派やと、議会で動くんやったら議会で、事務局のほうはやっていくべきことであって、会社でいうたら、事務局でありながら、僕らでいう秘書課ですやんか。秘書課というのは、多様なことがあれやで、人数をまずふやしていく働きというのは絶対大切だよというのは、僕もああさうだろうなあとは思いますがけれども、以上です。

○部会長（服部孝規君） ほかの方、どうですか。自由にどうぞ。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 先日、議会図書館の件でちょっと研修に行ってきたんですけども、例え

ば今政策立案という話で、いろいろ調べるときに議会図書室というのが大事になってくるよというお話だったんです。

その中で、例えば横浜市会さんなんかは、議会図書室に司書さんもいて、調べてくれると。ただ、そういうところはまだ少ないそうです。何にしても、やはりきちんと議会図書室なんかで議員が調べられる状況をつくるというのも少し考えていかなきゃいけないのかなというふうな話でした。

人数のこともありますけれども、人数が多ければいいというのは確かにそのとおりなんですけれども、今全体で亀山市役所自体を見たときに、ほかの自治体さんと比べると亀山市というのは人数的に考えると議会事務局の人数というのは十分というふうに聞いたこともあります。

なので、どこを減らしていくかというか、議員がどこを自分たちでやっていくかというのがとても大事なことで、もう1個、多治見さんの対話集会にも10月に行ってきたんですけれども、あちらでも対話集会という事務局さんが一緒にくっついてきてもらってというのがあってもいいかもしれませんけれども、多治見さんでは荷物の搬入から全部、プロジェクターで映すもの、あれも全部議会の人がやっていました。だから、やはりどういうふうにしていくかというのは、議員がやるべきこと、そして事務局にお任せする部分というのは確かに分けていけないとちょっと難しいかなと。

ちょっと話がばらばらになりましたけれども、調べるなら調べるなりにやっぱりそういう図書室なんかもちょっと考えていったほうがいいのかと思います。以上です。

○部会長（服部孝規君） 中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 僕も部会に2回目で、部会員として出席させていただいておるんですけど、僕がずうっと感じておるのは、僕も含めて、僕は特にそうだと思うんですけど、余りにも議員側が議会事務局に対しておんぶにだっこというか、そんな状況になっておるで、議会事務局の人、これだけの人員で大変だなあという思いは議員になってからずうっと思っておることだもんですから、森副部会長が言われたように、これはやっぱり議会事務局の機能強化とありますけど、あり方については議会側からも十分検討するというか、協議していく必要があるかなあと。議員になってから、議会事務局、本当にこれだけの職員の人で大変だなあと。僕だけだと思うんですけど、おんぶにだっこなもんですから、そんなふうなことで、そういうことは特に思っております。

それともう1点、議会でいろいろ質問とか答弁とか、いろんなことでずうっと4年間やらせてもらっておるんですけど、反問権ですね。この反問権というのは、僕は大事だと思うんですね。

例えば、議員が質問すると。質問するということに対して、そうしたら私のところはこう思うておるけど、議員の立場からいったら、私どもの答弁に対してどういうことを思っておるんですかというようなことも、執行部、理事者側からも議員に対して聞けるようにしないといかんと思うんです。僕は一方通行になっておると違うかなあと思うんです。それはやっぱり僕らが、議員側から質問して、言いたい放題とは言いませんけど、反問権も時々ありますけど、これはきちっとこの反問権については、ここにも書いてもらってあるように、取扱要領の作成とかいろんなこともあると思うんですけど、これは早急に検討部会でも議論をしていかなあかんというふうに僕はこの4年間でそれは思っております。以上です。

○部会長（服部孝規君） 豊田委員が言われた議会事務局の職員が多いのか少ないのかという問題については、多分、その議会の議員の動き方とかいろんな問題があって、例えば5万の市であれば何人が妥当やというふうな数字は私は出ないやろうと思います。

だから、それよりも今例えば亀山の議会事務局が持っている仕事の中で、中身を見て、これは議員がやるべきことではないか、これは事務局がやる仕事ではないのではないかというような精査をしていく必要はあるんじゃないかなと。そういう意味では、一度事務局のほうに、今これだけこういうことを議員から持ち込まれる仕事としてあって、こういうことをやっていますみたいなものを出してもらって、その中で、これは議員本人がやるべきであろうというようなものを精査していくと。

もう1つ、これ言い忘れましたけど、検討課題の一番上にある議会報告会、もしこれをやるということになってきたときには、これもまた事務局にかなりの負担になってくる。だから、今の状況の中で会派の意見がまとまってないということも1つありますけれども、議会事務局の今の状況の中で議会報告会をやるというのは本当に大変なことになるんで、今の政策立案ということとあわせて、議会報告会をやっていこうと思うと、とてもやないけれども今の体制ではできない。

そうすると、言われたように職員をふやすということが1つと、それからもう1つは、今の仕事を見直して議員がやるべきことはもっと議員がやっていくという形を検討する必要があるのかなあというふうには思います。

それはやっぱり僕らではわからないんで、議会事務局側でこういう仕事をしていますよという中で、僕らが見て、これは議員がやるべき仕事じゃないかみたいなことで精査していくしかないのかなと思うんやけどね。またそんなことも一度考えたいなとは思っています。

それから、中崎さんが言われた反問権の問題で、きのうも打ち合わせで話ししておったんですけども、いわゆる反論、今は反問権というのは、例えば高島委員の質疑の趣旨がどうもわかりませんのもう少し趣旨を説明いただけませんかというようなのが反問権になっているわけです。その範囲でやっているわけですね。

ところが、中崎さんが言われたのは、多分、あなたはそう言われるけれどもこうではないですかという、いわゆる反論も含んだようなものも言われているんやと思う。そういうものも反問権として、ここに書いてある反問できる者の範囲というのと、それから反問できる内容と。例えばこの内容の中に反論も含むというようなことにするのか、こういうところを議論する必要があるのかなというふうには思います。

ただ、これをやっていくとかなり時間をとられますよね。意図的にやろうと思えば、持ち時間が決まっておる中で、そこでそのやりとりで時間をとられたら、本来自分がやりたい質問時間が少なくなってしまうと、例えば意図的にやればね。例えば、高島の質問をできるだけ縮めてやろうと思えば、これはおかしいやないかというようなやり方は可能やね。

(「反論は入らんでしょう」の声あり)

○部会長(服部孝規君) 今は入ってないの。だから、今後そういうことが必要だということになってきたときには、それを入れていくということも考えなきゃならんけど、そういうことも含めてこれは検討する必要があるのかなというふうには思いますけれども。

中崎委員。

○部会員(中崎孝彦君) 今、部会長が言われましたけど、僕の言う反問権の中に反論みたいなものを入れると。それはここにも書いてあるように、回数ですね。そういうものを明確化するというところで回数を決めればいいし、僕はもう1つ思うておるのは、議会、今ZTVで放映していますやんか。非常に見る人が少ない。ということは、今の議会の中の反問権も含めて、議論する中のことが、もし

それが僕が言うように反論といいますか、そういう部分も取り入れたら議会の中の議論が議員側と理事者側とのやりとりがあるということで、僕はこれ視聴率も上がると思うんです。みんなが見てもらえると思うんです。そういうことも思って提案というか、意見を述べさせてもらったということなんです。

○部会長（服部孝規君） どうですか。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 聞いた話ばかりで申しわけないんですけど、またこれも博多のほうに、武雄市ですかね。

武雄市さんの議会改革の話聞きに行ったときの話で、やはりあちらも反問権で、市長さんも理事者側も言う。当局も言うし市議会も言う。それがそういうやりとり自体がすごくおもしろくて、視聴率が物すごい高いというお話を聞きました。しかも、武雄市さんでは夕方から議会の放送をするらしくて、そうするとお茶の間に皆さんが、視聴率が物すごい高いらしいですよ。お茶の間にそのやりとり、もうほとんどプロレスみたいなもんなんですけれども、それをやって、ですので何か前日の晩の議論はあの議員がこうだ、この議員がこうだというふうな感じのやりとりがあるということで、だから投票率も物すごい高いという話は聞いたことがあります。

一方で、また多治見市さんなんですけれども、こちら市長さんが反問権を物すごい使われる方なんですけれども、それで議員側もやはり質問するときにある程度きちんとしておかないと、ただ言い放しだとやり返されてしまうということがあって、確かにすごくどちらに対してもいいんですけども、一方で、市長がかなり強気な方だった場合は、やり込められてしまって、独壇場みたいになってしまう可能性もあるよねという話は聞いたことがあります。

私の意見ですけども、反問権の中で、やはり当局側も言いたいことはあると思いますし、実際正しいことを言っているわけなので、それはやはり聞きながらこちらもいい議論ができるのかなと思うので、少し幅を広めていくのは大事なことだと私の意見としては思います。以上です。

○部会長（服部孝規君） 中崎委員。

○部会員（中崎孝彦君） 豊田委員もそういうふうなことで述べられたんですけど、このスケジュールの中で、1番で市民の参画ということで広聴広報機能の充実の中で議会報告会というのは1年間やらないと。今から検討していくんだということですけど、僕が思うのは、議会報告会の検討というか、いろんなこともやっていくのも必要なんですけど、その前にいかにZTVの放映しておる議会の視聴率を上げていくにはどうしたらいいのかということが大事やと思うんですよ。それをやらずして議会報告会をしても、誰も議会報告会に来ないと思うんです。10人や15人来たところで議会報告会する。何遍でも議会報告会をしたら、来る人は決まっている、発言する人も決まっている。これでは議会報告会の意味がないもので、とにかく議会のZTVの放映を、今も豊田委員が言われたように、いかに皆さんにもっとたくさんの人に見てもらえるか、これはどうしたらいいのかということをまず考えるべきやと思います。

○部会長（服部孝規君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） 皆さんの話はよくわかるんですけど、僕は基本的にそうは全然思わなくて、視聴率を上げると、普通のお笑い番組をつくるわけじゃあるまいし、僕はそうは思わないです。

その中で、いろんな議論が出てくるのはしかりやと思うんですけど、僕はもっと議員がいろんな

立案とかしていったときに、こういうのだよ、こういうのだよというだけで僕は十分やと思うんです。それが質を深めるということで、ただ視聴率を上げるということやったら何でもいい。プロレスみたいに、ああやって言うたら、こういつて言うた、こうやってやり込めてやったというレベルの話で終わるんです。ただのお笑いで終わっていくんです。

やっぱり基本的に真摯に見てくれておる人は、これはこうだよねとか、こういう議案があったらいいのにとかというので、それを議員が立案していかなあかんと僕は思う。その中で、ただ興味を得るためにでんでん太鼓でぶるぶると振っておるわけじゃないので、こんなZTVというのは。その辺のところを考えながら、僕は議員の質が上がっていろんな議論をしていく中で、興味を持っておる人は見るやろうし、興味を持っていない人が見るのはただのお笑い番組で終わるだろうと、僕はそう考えます。

○部会長（服部孝規君） ほか、どうですか。

豊田委員が言われた、市民が見たいのは、結果じゃなくてそのプロセスというのか、その過程が見たい。例えば、どういうやりとりをしているかと、そういうところが見たいというのは確かにあるんやと思うんですね。

だから、僕らもよく市民に言われるのは、例えば、ボールを投げてでも投げ返してこないという答弁、いわゆる真っすぐばんと投げて、向こうが受け取ってそれに対してばんと投げ返してくると、それがまたまた投げ返すと、こういうやりとりがやられるというのを一番市民としては期待しておるのね。

ところが、どうもそうになっていない。だから議員の側も、いわゆる聞くだけで終わってしまったり、それから理事者側も、聞いたことに対してきちっと答えてないような答弁をしたりと、はぐらかしてしまうというね。それで済ませてしまう。だから、そんなやりとりを見ておると、もう見てもしょうがないなというような形になる。だから、これは本当に議員の側にもあるし、それから理事者側にもあるし、そこをやはり変えていかないとなかなか見てもらえる議会にはなっていないんやないかなという思いはしています。

だから、そういうことをひとつ打ち破る意味で、言われるような理事者側のほうにもいわゆる議員に対して問うような、そういうものがあれば、これはこれでまた緊張感が出るんかなと思ったりもする。例えば、僕が覚えておるのは、伊藤彦太郎前議員が庁舎問題で、最初に反問権を市長が使ったときやけれども、あのときに伊藤議員が、自分は庁舎を建てるべきではないというそのスタンスをあらかじめ述べないで、市長にいろいろ聞いた。それに対して市長が、伊藤議員はどうなんですかというふうな、まず伊藤議員はどう考えてみえるんですかということを反問権でやられたんですけど、ああいうようなこと。だから、議員の側がああやこうやと、例えばの話、自分の立ち位置を明らかにせずに、これはどうなんや、あれはどうなんやと聞くというやり方がやっぱり一つはまずかったんかなというふうに思うんやけれども、だからまず私はこう思いますと。一般質問なんかはそうやね。一般質問なんかの場合は、私はこう思いますと。それに対して市はどうなんやという問いかけをしないと、なかなかかみ合わないということもあると思う。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） その時間の問題も当然出てくるし、そうなってくるとね。

だから、そこらがどう整理していくかというのは難しいんやけれども。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） 反問権の幅を広めたとしても、それを使う使わないは当局側の判断になります。ただ私は、そうやってその議論をするということで過程が見えてくる。だから皆さんも興味を持っていただくと、そういう意味でお話をさせていただいております。

あとは、当局側も議員が言うことがわからなかったりとか、どういう意図で言っているのかというのがわからない部分も確かにあると思うんですね。今の反問権のままでも確かに事実を言うこと、そして思いを言うことはできるんですけども、少し反問権の幅を広めて、もっと議論が深まるという選択肢をとってもいいと思います。

また、もしそれが例えば時間を長引かせてしまうとか、何か意図的にそうさせてしまうのであれば、またそれは変えていけばいいと思うんですね。なので、やりながら、ちょっと新しいものを取り入れながら、それで例えば時間をとってしまうのであれば、またそれに対してこの部会の中で検討していく。こういうことをやりとりしながら、どんどんいいものにしていけばいいと思います。

○部会長（服部孝規君） 大体1時間ほどたちましたんで休憩をとりたいんですけども、皆さん方から出された主な問題というのは、反問権の問題と、それから長期欠席者への対応の問題、それから議会事務局の機能の強化という、このあたりが中心的に議論として出されたように思います。

今から11時5分まで休憩をさせていただきます。また再開後、議論をしたいと思います。休憩に入ります。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○部会長（服部孝規君） それでは再開します。

随分いろんな意見が出た反問権のところ、渡邊室長のほうから説明がありますので、渡邊室長、お願いします。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今ちょっとお手元に配付させていただいたのが、これが亀山市の議会基本条例第11条、反問権とは書いてございませんが、一応反問権に関する規定の部分でございます。

あくまで第11条では、「議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない」。この第1項に基づいて、第2項はそれぞれ本会議もしくは委員会等で、議長及び委員長の許可を得て議員の質問等に対して反問することができるという規定でございます。

ですので、この解説部分、下の用語解説の部分もそうなんです、あくまでうちの場合は反論ではなく反問というふうなことでの規定になっておりますので、先ほど来の反論の部分となってくると、ちょっとこの条例そのものの部分も影響してくる部分かなと思いますので、その部分を議論するのであれば条例の部分もちょっと考えていかならんという中で、条例から波及した検討課題よりもちょっと大きくなってくんじゃないかなというところへ来ているんじゃないかと思います。

この緑の部分の一番上の※印のところなんですけれども、「質疑・質問は議員に認められたものであり、従来、本会議や委員会に出席した市長等は一方的に質疑・質問に答えるだけであったが、丁寧かつ要点を押さえた答弁を確保するために、議員の質疑・質問の要旨が不明確であったときは、市長等による確認のための発言を認めることにより、議会と市長等との緊張関係を保つとともに、論点を明確化し、議会審議の充実と活性化を図るもの」ということで、こういった運用を今亀山市はやって

いるというところの説明でございます。以上です。

○部会長（服部孝規君） ということで、いろいろと意見をいただいた中で、いわゆる今皆さんに議論いただいている検討課題というのは、基本条例をもとに、その中で充実させていくというのか中身をはっきりさせていくと、そういうことから考えると、反問権の問題についてはこの11条の範囲内の内容を考える。だから、反問できる内容ということについても反論を含まないということでは取り扱っていかざるを得ない。

それと別個に、この11条そのものを変えていくと、そういう捉え方をしないとこの検討課題の中に上げたこれで反論権を議論するというにはなっていないだろうと。だから、あえて11条そのものを見直して、反問権だけではなしに反論権も入れるべきだという検討課題を上げて議論することになるんだろうと思うんで、とりあえずはこの反問権のこの範囲内で、11条の範囲内での議論ということで当面進めていきたいと思います。いいですか、それで。ちょっと11条を変えるという話になると、またちょっとこれも大変なボリュームになってくるんで、今はちょっとできないかなというふうに思います。

それと、あと優先課題ということでどうですかね。今、いろんな議論が出て、さっき言ったように主に多く出たのが反問権の問題と、それから議会事務局の機能、ここらあたりが非常に多く意見が出された。正・副部会長としては、長期欠席者、この問題を少しずつでも毎回やりながら、議論を積み上げながらやっていかないと、この問題は非常に幅が広いんで、報酬をどうするかということから、どういうものを長期欠席者として認めるか。それから、それを認める場合にはどういう期間、例えば報酬をカットしていくということになるんで、その辺の問題が非常に議論しなけりゃならないことが多いんで、少しずつでもこの長期欠席者の問題は積み上げて議論をやっていかないと、なかなかクリアできないんじゃないかということで、これは1回1回の議論で少しずつでも積み上げていくというような方法でやっていく必要があるのかなというふうに思っているんですけども、その点について、優先的に進める課題という点についての意見がいただければと思うんですけど。

それと、先ほども言いましたけれども、例えば事務局で作成をしていただくという、反問権についても3月のところ取扱要領の作成ということで素案が出てきます。だから、その時点で議論をするということになるだろうし、それからタブレットについても、運用申し合わせの素案が2月ということになっていますので、この時点で議論をするとか、それぞれ事務局のほうで素案なりをつくっていただく予定が示してありますので、この時期に合わせて議論をしていくということはしていきたいなというふうに思いますけれども。

豊田委員、どうぞ。

○部会員（豊田恵理君） 優先順位ということで、今のお話の中にありましたけれども、やっぱり今までずっと言ってきた議会報告会なんですけどね。これはいずれはやっていかなきゃいけないことですし、これは優先というか常に考えていくべきことなので、これは入れておいたほうが、やはり議会として市民の方に報告なり対話をするというのはとても大事なことだと思いますし、ずっと課題ではあるので、これはいつも入れていくべきなのかなというのが1点思いました。

あと長期欠席者、これは本当にいつ出るかどうかというのはわからないので、もうすぐに優先的にこれもしななきゃいけないと。

ちょっとこれ、事務局のほうにお聞きしたいんですが、長期欠席者というのは女性の方以外、例え

ば病気で1カ月とか2カ月ということも考えられると思うんですけど、それは今の段階で長期欠席者の対応というはあるのかどうか、ちょっとわからないのでお聞きしたいと思います。

○部会長（服部孝規君） 病気の場合やね、現状で。

渡邊室長、どうぞ。

○議事調査室長（渡邊靖文君） きょうの資料の一番最後をごらんいただきたいと思います。タブレット中なんですけれども、20ページ、会議規則の欠席のところなんです。

改正前が右側ということで、欠席の届け出ということで、本会議については、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない」ということで、今その政治倫理指針の中でも、どういった場合に欠席できるかというふうなことで、例えば本人の病気とか、あとは何親等以内かの冠婚葬祭とか、そういった指針でも規定がされております。

そこに出産というのが入っていないということで、今回、左の改正、これは全国市議会議長会からの標準会議規則でできた改正なんですけど、2項で、「議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」。多分この部分は、産前産後休暇の部分になってこようかと思うんですけど、日数を定めてということですので、これを追記するというふうなことです。病気であれば今も事故のため出席できないという中に入ってこようかと思いません。そのかわり、当然診断書等の形は必要になってこようかと思いますが。

○部会長（服部孝規君） この事故のため出席できないというこの規定の中に入らない出産であるとか、それから介護なんかも。本人は健康で元気なだけけれども、介護という問題も出てくる。それからもうちょっとという、育児休暇というのも随分広がってきているんやけれども、そういう育児休暇とかね。だから、こういう事故のため出席できないというところに該当しないようなものをどう決めていくのかということやね。

難しいですね、これは。だから、例えば議員に対して、ネットなんかを見ておると厳しい意見というのは、4年間フルに働いてもらうために選んだんであって、そんな休んでもらうような人を選ぶあはないんやとかいうような意見がまだまだあるんさな。だから、本当にこれは議会だけの議論ではなくして、市民の理解も得やんと、なぜそういうことが必要になってくるんかということの理解を得やんとなかなか難しい問題だと思う、これは。だから、そういうことも含めて議論してやっていかならんで、これはちょっと時間がかかる。

議会報告会については、言われるように本当に下げたわけやないんで、ただ当面、4月以降実施するということにはならないということで、だからあくまでも検討課題としては上げていくし、その都度必要があれば議論していくということで、これはやっていきたいと思います。場合によっては、再来年度やるということもあり得るわけですね。だからそういうことも頭に置いた上でやっていくということにしていきたいと思います。

ほかにどうですか、優先的に進めるということについて。

副部会長、どうぞ。

○副部会長（森 美和子君） 1月、2月に関しては、多分事務局のほうで、事務局のあり方として今までどんなものが、議員から要求されているものとか事務的なものとかというのを全部洗い出ししてもらおうということが可能であれば、この1月、2月ぐらいに1回議論ができるのか。

それから、通年議会の件に関しても業者のほうから出てくるので、それをちょっとさわってみるということもできるのかなあとと思います。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 事務局のほうで取扱要領の素案作成、または申し合わせの作成というのが3つ、4つあるんですけれども、この中で例えば反問権のこととか公聴会、参考人、請願者、この辺は事務局で案はつくれると思うんですけれども、タブレットの運用の申し合わせに関しては、これはそれぞれの議会がそれぞれ独自の運用をやっておりますので、なかなか事務局でたたき台を出すにもかなり難しい部分があるので、その辺はもうちょっとこの部会のほうで議論いただければなと思います。

例えば、通信費をどのように持つのか、故障した場合はどうするのか、議場でネット環境をどうするのか、これも多分議会によってまちまちやと思いますので、ちょっと案を出すにもうちも困るかなという部分はあるので。

一応、この後の資料で県内なんかの他市の資料も出してしておりますので、それも一度ごらんいただいて、説明もさせていただきますけれども、その後また1月あたりでこういう項目はどうしたらいいかという項目はちょっとうちで、議論の内容は、検討内容は上げさせていただきますので、ちょっとこの場でまた議論をしてほしいなと思うんですけれど、でないとなかなかたたき台が出しづらい部分もございませぬ。

○部会長（服部孝規君） わかりました。じゃあ検討課題のスケジュールについて、優先するものについてはかなりいろんな意見をいただきましたんで、その辺を考慮して、また正・副部会長でもって相談させてもらって、例えば次1月、もう12月はできないと思うんで、1月のときにはそれを反映した形の議題で協議をしたいというふうに思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ次の2の議会の情報化についてというところに入っていきたいと思ひます。事務局のほうで、よろしいですか。

先にこの話をするわ。入れかえて、長期欠席者、もう画面を出してもらったあれがあるで。このほうが早いやろうと思う。

3の長期欠席者の対応についてということで、2をちょっと飛ばして3から行きます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今、20ページの部分を資料でごらんいただきたいと思ひます。

タブレットの資料としては19ページ、長期欠席者への対応ということでございませぬ。

今回、この長期欠席者への対応のカルテの内容を見ますと、かなり報酬の考え方等からまず議論に入っていたかならんということで、なかなか短期間で結果が出せるものでもございませぬので、全国議長会からも改正の要請が来ております20ページの会議規則の一部改正を先にまず改正しておいて、その上でこのカルテのほうの整理ができましたら必要な改正は会議規則とか政治倫理の関係、そういったものやっけていきたいというふうに思ひます。

20ページの改正内容、これは本当に第2項を追記するだけでございませぬけれども、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。同じように、下は委員会のほうの関係でございませぬけれども、委員会も同じように委員長に欠席届を提出

することができるということで、この「出産のため」という部分が追記をされるということでございます。

この出産のための解釈ですけれども、やはりこれを読む限りでは、女性議員に限ると。男性議員が配偶者の出産のためではないでしょうと。この日数を定めてとか、この辺がございまして、やはり女性議員本人という解釈だというふうに思われます。以上です。

○部会長（服部孝規君） これ本来は長期欠席者の全体をきちっと決めて、その中の一つとしてこういう改正が含まれるというのが筋であろうと思うんですけれども、先ほども言いましたようにこの議論って時間がかかってしまう。全国的にも、出産のためのこの改正というのが各地で進んでおるんで、先行的にこれだけ先に改正してはどうかという提案なんです。

あと、これ以外の長期欠席者の問題については、これから議論をして、またこれをさらに改正していくという形になるんですけれども、とりあえずこの出産についてだけでも先にやろうではないかと、こういう提案なんです。いかがですか。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） それじゃあこういうことで進めていきたいというふうに思います。

じゃあ2のほうへ戻って、最後の議会の情報化という問題に入りたいと思います。

事務局、どうぞ。

○議事調査室長（渡邊靖文君） まずカルテをごらんください。ページ数は4ページになります。

議会の情報化についてのカルテ、ここでその次のページ、一番最後にページで5ページですね。

一番最後に青字の部分がございまして、今その情報化のカルテの一番の最後の部分ですね。タブレット端末の残り10台、冒頭でも言いましたけれども、年内に購入することができることになりましたので、来月、同じものをさらに10台購入するということになりました。これでトータル20台、それと事務局に去年購入しておる1台、21台になります。本会議なんかですと、議場で議員さんが18台、事務局長で1台、書記席が2人ありますので、それでちょうど21台というふうな形になります。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 新山さん、どうぞ。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは次、資料3-1、タブレット端末の運用に関する調査について説明をさせていただきます。

タブレットのほうでは、資料は6ページのほうになりますし、あとお手元のほうにも紙の資料もお配りをさせていただいております。こちらにつきましては、県内13市と議会運営委員会のほうが8月に視察に行ってくださいました岐阜県の関市のほうについてまとめてございます。

前回、27年の1月に調査をさせていただいたときから進展がございまして、4市につきましては導入をされたということですので、☆印で印をさせていただきます。結局、県内で導入しているのは5市と、あと岐阜県の関市ということで、6市については詳細をまとめてございます。

その他の市議会につきましては、2枚目の一番下になりますけれども、導入をされていないところ、あと検討しているところ、あとは個人所有のパソコンの持ち込みを認めているだけの市もございまして、そちらへまとめてございます。

それでは、ちょっと簡単にですが説明をさせていただきます。

まず四日市市でございます。こちらはこの11月定例議会から導入を予定しておるということで、暫定で資料についてはPDF化を事務局で行って、議員さんのほうへメールで送付を今回するというところでございました。今後につきましては、議会のクラウド文書共有システム、逗子市議会さんが採用しているものでございますけれども、そういったものを導入するのかどうかについてを議会運営委員会で協議する予定ということでございました。現在、候補に上がっておるのが括弧書きにしております逗子市議会のほうが採用しておりますサイドボックスですとか、あと大津市議会さんが採用されていますスマートセッションなどが今候補に上がっておるという状況でございます。

現時点では、内部会議におきましては完全にペーパーレス化を原則としておりまして、本会議や委員会においては執行部との調整がございますので、その調整後、完全ペーパーレス化を目指していくということでございました。

活用方法といたしましては、資料の閲覧、情報検索、あと事務局からの連絡ということで3点ございます。通信方法は、通信機能を持たせておりまして、KDDIさんのほうと2年契約をされたということでございました。公費負担によるということですので、確認事項として個人で活用するアプリについてはインストールしないですとか、あと議員の政務活動には用いない、外部との通信で使わないという3点について確認をしておるということでございます。

続きまして、名張市のほうになります。こちらはこの9月定例会から導入をされたということで、初回ですので紙資料と併用をされたと聞いております。この12月定例会からはデータのみとする予定ということでございます。こちらにつきましては、日立システムズのスマートセッションを採用しておりまして、こちらは松阪電子計算センターさんのほうで5年の債務負担で契約を結んだということでございました。費用についてはごらんとおりになっております。

活用方法は、会議資料の閲覧、持ち込み資料の配付や議会本会議とかでの資料を映していただくことと、あと通知文書等の閲覧ということでございます。通信方法はWi-Fi環境を整え、またそれとともに通信機能も持たせるということで、KDDIさんと2年契約をされたということでございます。こちらのほうの費用につきましては、ごらんとおりになっております。

あとこちらのほうは、議会の資料については執行部のほうからPDF化したデータを提出してもらって事務局がシステムへアップロードするというところでございます。開催通知については、サーバーにアップしたことを携帯メールでお知らせして、メールアドレスについては付与はしておるんですけども、そちらは活用しないということでございました。こちらについては、使用基準を作成しておるということでございます。

続きまして、鳥羽市については前回調査の内容と変更はございませんので、説明のほうは割愛させていただきます。

次に伊賀市でございます。こちらは今年度から導入されたということで、iPadを基本として、各議員が購入をされたということでございます。通信機能もそれぞれ各議員のほうでつけていただいておりますということですので。

主な活用方法が、情報共有と資料閲覧ということでして、ペーパーレス化は将来見込んではないということでした。通信方法も先ほど申し上げたとおり、各議員各自で設定ということで、申し合わせ等も作成はせず、積極的に活用することだけを確認したということでございます。

続いて、尾鷲市でございます。こちらはこの12月定例会から導入予定ということで、今月に全員

協議会にて皆さんに配付をしていただいたということです。完全ペーパーレス化を目指しておりまして、当面は紙資料と併用はするんですけども、またこちらも逗子市議会さんが採用されていますクラウド型共有システムのサイドボックスをプロポーザルにより決定されたということで、この11月1日から運用を開始されているそうです。導入経費についてはごらんのとおりになっております。

活用方法は、資料閲覧、情報検索、あと事務局からの連絡ということで活用していただくということです。通信方法につきましては、Wi-Fi環境の整備と、あと皆さん通信機能を持たせておりまして、契約先はNTTドコモということでございます。こちらで議会フロアのWi-Fi環境の整備の工事が費用がかかっているということでございました。あと運用に関する申し合わせのほうで、貸与規定と、あと使用のガイドラインというのをつくられまして、今後、運用によって改定をしていく予定ということでございました。

あと岐阜県の関市につきましては、議会運営委員会で視察に行っていましたので、その内容をまとめてございます。

こちらのほうは、もう既に導入が25年9月定例会から本格導入をされておりまして、亀山市議会と同様クラウドサーバーを活用して資料データを蓄積しているということです。こちらは現在は23人の議員の中で8人の方は個人所有のものを使用されておりまして、特に情報収集などにおいても使用制限はかけていないということでございます。

活用方法は、資料閲覧、情報検索、あと事務局からの連絡、スケジュール管理、それ以外には現場確認用の写真撮影や議会ハンドブック、市政のあらましの閲覧などに活用していただいているということです。通信方法はWi-Fiのみとなっております。導入当初はポケットルーターを使用していたんですけども、26年の9月からWi-Fi環境を整備しスモールWi-Fiのみということでございます。こちらで申し合わせのほうでございまして、使用規定がございます。

あとその他の項目もございまして、また後ほど資料のほうをごらんいただきたいと思います。また運用に関する申し合わせにつきましても、3市議会の分をまとめたものがお手元のほうとタブレットのほう、どちらにもご用意をさせていただいておりますので、またごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 説明は以上です。

何か質問、意見がありましたら。

豊田委員、どうぞ。

○部会員（豊田恵理君） 意見といいますか、タブレットの導入ということで、これからいろんなことを決めていくと思うんですけども、ペーパーレスについてはやっていくということだったと思うんですけど、これは本当に事務局さんの負担軽減にはすごく大きいと思うので、やっていく算段で考えていったほうがいいかなというのを思いました。

○部会長（服部孝規君） ほかにありますか。

中崎委員、どうぞ。

○部会員（中崎孝彦君） 個人的な意見になるかと思うんですけど、タブレットを導入するに当たってペーパーレスということで非常にいいことだと思うんですけど、当分の間というか、やっぱりペーパーと併用ということでしていただきたいなあというのは思うんですけど。

○部会長（服部孝規君） 確かに、どこやったかな、名張やったかな。1回やって、次の議会からペ

ーパーストとやってしまったところがあるけれども、ちょっとやっぱりそれは私は乱暴かなと思って、だからその辺は併用の時期が一定期間あってやっていかないと、なかなか難しいのかなというふうには思います。

森副部長。

○副部長（森 美和子君） さっきのスケジュールじゃないんですけど、6月議会からこれを使っていくということであれば、これを先行して内容を決めていかないと、申し合わせとかそういうことを決めていかないとあかんのかなと。これを優先でしたらいかがですか。

○部長（服部孝規君） そのとおりだと思います。

1つ私が、これは打ち合わせしてないことで申しわけないやけど、先ほど渡邊室長のほうから、これの運用の申し合わせについては事務局でなかなかつくりづらいということが出ていたんで、この部会員さんの中でちょっとプロジェクトチームをつくりましてお願いできないかなと。

要するに、ここにある他市のこういうのを参考にしていただいて、それからあと事務局のほうでこういう項目を入れるべきではないかと。だから室長が入ってもらわなくても新山さんが入ってもらってもいいのかなと思うんですけども、それとそれから副部長さんを頭にして、豊田委員と高島委員、3人ぐらいでちょっとこの申し合わせの素案づくりをしていただけないかと、お願いしたいんです。

それをもとに、亀山市のいわゆる申し合わせの素案を皆さんに議論していただいて決めていくと。

（発言する者あり）

○部長（服部孝規君） そうです。だから、検討部会に出すためのプロジェクトチームということでいきたいと思うんで、よろしいですか。急なことで、思いつきで言って申しわけないですけど。

（「はい」の声あり）

○部長（服部孝規君） 新山さん、よろしいやろ、それで。入っていただいて。お願いします。

それじゃあそんなことで進めさせていただいて、かなり優先すべき課題もはっきりしてきたかなというふうに思いますので、きょうはこの程度でとどめたいんですけど、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部長（服部孝規君） それであと12月については、もう本当に年末でもあり議会もありますので外して、来年1月ということで次回の日程を考えたいと思います。

20日が全員協議会で、これは視察が1時半から入っているんやな。それから27日が県の市議会議長会総会、これ亀山市が開催ということで、この辺はちょっと外してということで考えたいんですが、いつごろ。20日から27日ぐらいの間で、20日と27日を抜いて都合の悪い日。

（日程調整）

○部長（服部孝規君） 西川委員はきょう欠席やし、高島委員も早退なんで、21日、22日で午前10時からということで、いずれかの日ということでやりたいと思います。

じゃあきょうはこの程度にして終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

午前11時38分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 27 年 11 月 25 日

議会改革推進会議部会長 服部 孝規